

「高松市子ども・子育て支援推進計画」に係る平成30年度新規事業

資料1-3

No.	新規事業		施策体系	事業概要	予算 (H30年度)	平成30年度事業計画
	担当課	事業名				
1	こども園運営課	保育士確保緊急対策事業	2-2-1	待機児童の確実な解消に向け、更なる保育士確保につなげるため、新規事業として「保育士確保緊急対策事業」を実施する。 平成30年度からは「潜在保育士就職支援事業」を実施し、潜在保育士の再就職をサポートするほか、「保育実習旅費支援事業」を実施し、市内公私立保育所等で保育実習を行う県外学生を支援する。 また、新卒保育士を対象に、「新卒保育士一時金支給事業」及び「保育士宿舍借上げ支援事業」(仮称)等を追加実施する。	4,400千円 (うち、一般財源4,100千円)	<ul style="list-style-type: none"> 潜在保育士就職支援事業 3,000千円 保育実習旅費支援事業 300千円 新卒保育士一時金支給事業 500千円 保育士宿舍借上げ支援事業 450千円 保育士支援施策案内チラシ作成 150千円
2	こども家庭課	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1-3-3	ひとり親家庭の親や児童の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し修了した場合、修了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に給付金を支給する。	150千円 (うち、一般財源38千円)	<p>高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し修了した場合、修了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に給付金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講修了時給付金 講座受講費用の20%(20%相当額が10万円を超える場合は10万円で、4千円を超えない場合には支給を行わない) 合格時給付金 講座受講費用の40%(40%相当額と受講修了時給付金支給額の合計が15万円を超える場合は、15万円から受講修了時給付金を減じた額を支給する)
3	子育て支援課	こども食堂等支援事業	1-1-3 3-1-3	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供するこども食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	1,405千円 (うち、一般財源1,405千円)	<ul style="list-style-type: none"> 助成内容 <ul style="list-style-type: none"> ①初期経費:上限100,000円 ②運営補助(開催):月額4,000円又は8,000円 ③運営補助(食数):1食当たり150円 ④多世代交流加算:1回当たり500円 助成か所数:10か所
4	総務課(公文書館)	夏休みこども講座「親子体験教室 公文書館ってなに？」	1-2-3	公文書館や所蔵資料への関心を高め、その意義を認識し理解を深めるとともに、施設や資料の利用促進を図ることを目的に、夏休みに親子対象の体験教室を開催する。	2千円 (うち、一般財源2千円)	<p>夏休みこども講座「親子体験教室 公文書館ってなに？」</p> <ul style="list-style-type: none"> 日時 7月25日(水) 9:30～12:00 場所 公文書館 会議室 対象 小学生とその保護者 内容 <ul style="list-style-type: none"> ①公文書館バックヤード見学 ②文書の補修やクリーニング作業の体験 ③和綴じ本制作体験
5	保健センター	離乳食教室 わん・つー・すりー	1-1-1	5か月～1歳(離乳完了前)までの乳児を持つ保護者を対象に、赤ちゃんの食育や離乳食についての講習会を行い、食育に関する意識の向上や栄養に関する正しい知識を普及する。	0千円 (うち、一般財源0千円)	5か月～1歳(離乳完了前)までの乳児を持つ保護者を対象に、赤ちゃんの食育や離乳食についての講習会を行い、食育に関する意識の向上や栄養に関する正しい知識を普及する。
6	こども女性相談課	子どもの貧困対策コーディネーター事業	1-3-1 2-1-1	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようにするとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。	197千円 (うち、一般財源99千円)	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子どもの貧困対策コーディネーターの配置(1名) ②研修会、勉強会の開催 42千円 ③周知啓発リーフレットの作成(7,750部) 155千円
7	こども女性相談課	子ども家庭総合支援拠点	1-3-1	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援の必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげていく。	※この事業は、児童家庭相談事業及び要保護児童対策事業、子育て相談事業に加え、心理担当支援員を正規職員で配属したことにより設置していることから、「子ども家庭総合支援拠点」として事業予算を算出することは難しい。	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制 <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援員(児童家庭相談事業、子育て相談事業) 虐待対応専門員(要保護児童対策事業) 心理担当支援員(正規職員) を配置。